

電波有効利用政策研究会（第15回）議事要旨

1 日時：平成16年9月24日（金）10：00～12：00

2 場所：三田共用会議所 第3特別会議室

3 出席者（敬称略）

座長：多賀谷千葉大学学長補佐

池田情報通信ネットワーク産業協会専務理事、金子(株)電子情報技術産業協会専務理事、鈴木(株)旭リサーチセンター取締役会長、高畑早稲田大学教授、築山東京電力(株)顧問、辻井情報セキュリティ大学院大学学長、西谷横浜国立大学大学院教授、古川マイクロソフト(株)執行役最高技術責任者、森(株)日本民間放送連盟常務理事、橋本日本放送協会技師長、若尾(株)電波産業会専務理事、石川(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ代表取締役副社長、西尾ジェイサット(株)執行役員技術企画本部本部長代行(磯崎代表取締役社長代理)、茂澤東日本旅客鉄道(株)鉄道事業本部設備部課長(佐々木取締役設備部長代理)、中川慶應義塾大学教授、高橋秀夫(社)日本経済団体連合会産業本部長(立花常務理事代理)

《総務省出席者》

有富総合通信基盤局長、竹田電波部長、稲田電波政策課長、炭田電波政策課企画官、渡邊基幹通信課長、児玉移動通信課長、山内衛生移動通信課長、富永電波環境課長 他

4 配布資料

資料1 主な提出意見の要旨と検討事項

別紙1 無線システムの区分イメージと具体例

別紙2 国・地方公共団体の扱い

別添1 最終報告書概要（案）への加筆・修正点

（参考） 最終報告書概要（案）（平成16年7月22日公表版）

報告書案 電波有効利用政策研究会最終報告書（案）

参考1 電波有効利用政策研究会最終報告書（案）に対して提出された意見の要旨及びこれに対する研究会の考え方

参考2 電波利用料制度見直しの視点

5 議事等

（1）開会

（2）第15回電波利用料部会における検討状況

（構成員）先日の電波利用料部会の最終会合における検討状況について主査からご報告をお願いいたします。

（構成員）本日の参考1について事務局からご説明いただき、検討を行いました。特に議論になった点を中心に審議状況をご報告申し上げます。

まず第1点目は、今回の電波利用料制度の見直し全体に対する意見や料額算定関係については総論的には賛成との意見が多く見られました。ただし、これまでの当研究会における電波有効利用推進方策との関係で、電波利用料制度見直しの位置づけが明確でないとの意見に対し、報告書に新たに章を設けて、その位置づけを明確化することにいたしました。

2番目に、各論になりますが、例えば料額算定では、電波利用の公共性や無線システムの技術特性、または新規サービスの開始当初の減免などを求める意見が多く寄せられました。部会では、放送の公共性について、料額算定において反映すべきとの意見が改めて表明されたところでございます。

3番目に、料額算定手続について透明性の確保を求める意見があり、この意見を反映して報告書の修正が必要と判断しております。

4 番目に、使途のあり方について、受益と負担のバランスをとるべきとの意見が多数寄せられました。また、官民の役割分担の明確化や一般財源との切り分けについても意見が提出されております。電波有効利用のための研究開発について、受益と負担関係の明確化を図るため、その概念を電波資源拡大のための研究開発に限定し、電波利用者にとって将来周波数逼迫の緩和という効果が享受できる範囲に絞ることとしました。また、官民の役割分担の明確化などについては、電波利用料財源を活用する必要性を報告書で明確化することとしました。デジタルディバイドの解消について、費用が膨大になってしまうことへの懸念に関連して部会でも提起されましたが、ユニバーサルサービス義務との関係が議論になりました。この点について携帯電話事業者2社から、民間事業者の通話地域拡大に向けた自主的な取り組みを前提として、その促進を図るためのインセンティブ付与との位置づけであり、ユニバーサル義務と位置づけるものではないとの報告書の整理を前提として、使途の拡大に賛成であるとの説明があり、部会として念のため、その旨の明確化を図ることが適当と考えました。

5 番目に、免許不要局について、賛否双方の立場から多数の意見が提出されました。部会では原則、電波利用者は応分の負担をすべきであるが、他人に迷惑をかけず保護も受けない電波利用については負担を免除という観点から検討を行いました。現行無線LANや現行ETC車載器など帯域非占用型の免許不要局については、他人に迷惑をかけず保護も受けないため、非徴収とすることについて、当初の報告書案の考え方を改めて確認いたしました。次世代AV系情報家電のように、使い勝手のよい帯域において広帯域周波数を占有する小電力無線システムからの電波利用料の徴収の適否について活発な議論が展開されました。この点については、部会での意見集約が困難な状況であったため、研究会本体での検討に委ねることとしました。次世代情報家電の姿がまだ見えないとの意見がある一方、保護を受ける無線システムであれば免許局あるいは登録局とすべきとの意見も見られるなど、基本的な観点からの検討も必要と考えております。

6 番目に、国・地方公共団体の扱いについて、原則徴収、ただし、政策的観点からの減免はあり得るとの観点を議論しましたが、パブリックコメントでも賛否両論に分かれ、部会においても、双方の観点からの意見表明がございました。私は、国等からの電波利用料の議論の背景は、国などの電波の利用実態が見えないため、非効率に利用しているのではないかとの疑義を国民が感じていることが大きく影響していると考えています。そこで、国等の扱いについては、電波利用の実態を、国の安全確保などの問題に適切に配慮しつつ、従来以上に情報公開に努めていただくことも重要な検討課題として、検討の土俵を広げて議論する必要があると考えています。こうした観点から、本日、本問題に対する一つの整理案をお示いたします。

(3) 電波有効利用政策研究会最終報告書（案）について

①総論、料額及び使途に関する部分

〔資料1(p.1～p.9)、別添1について事務局から説明があった後、以下のような質疑応答があった。〕

（構成員）ユニバーサルサービス、デジタルディバイド、あるいは研究開発のあたりが非常に良くなっているので、原則これで結構だと思います。2点申し上げます。1点は、徴収総額の上限を法定ということは大変良いと思いますが、一方で歳出がどんどん伸びることについても、国民の中には、特定財源なら歳出がどんどん伸びていいのかという疑問もあると思いますので、歳出についても一定の歯止めを考えるか、あるいは歳出を見直して、歳出総額については上限を定め、それを超えた場合、料額を下げていく等の仕組みの導入も検討すべきであると思いま

す。2点目は、新規ビジネスについて、特別な配慮をしていただきたいと思います。新規ビジネスは約4～5年は赤字で、ものになるかどうか分からないですから、立ち上がりの数年間は特別な政策的配慮をしていただきたいと思います。

（総務省）新規ビジネスに対する優遇措置の適否についてのご意見はいただいておりますが、報告書では現在触れていません。資料1の5頁の左下に、新規ビジネスの優遇措置の適否について、パブリックコメントで提出されたご意見のうち代表的なものを書いておりますが、報告書においては、その扱いについては触れていないことを指摘させていただきます。

（構成員）現在は、負担額が決まっています、免許局が増えれば収入が増え、特定財源ですから、歳出がそれに見合っただけで増えるという仕組みなので、このままだと際限なく増えてしまい、使い放題の財源になってしまうということについて、歳出から逆に歯止めを設けることも検討すべきであると思います。こういう研究開発は必要だとか、こういうことは必要だという見直しがあり、一定の額が当然想定されると思いますので、それをまず決めた上で、今の歳出を見直して、それに従って電波利用料は逆に下げていくということが必要であると思っています。

（総務省）今までも適宜見直しを行い、3回値下げをしたことがあります。

（構成員）今までは行政経費ということで事実上歯止めがありましたが、研究開発の場合はどうなるのでしょうか。

（構成員）92兆円のワイヤレス産業を生み出す卵として、どのくらい必要かを考えていくべきだと思います。電波は空気のようなものだというパブリックコメントがありましたが、空気のようなものになるために長い歴史があって、今は第2期だと思っています。空気のようなものになったものの、今は言わば酸欠状態になっているので、ここでまた投資して空気のようなものにしていく。それが92兆円のワイヤレス産業を生み出すわけですから、やるべきだと思っています。

（構成員）用途について、電波資源拡大のための研究開発に使うという形でかなり限定的に書いてあるということ自体は、無分別に拡大するという趣旨ではないと読ませていただいて、いまのご意見は反映されていると思います。もう一つの新規産業支援については、報告書には直接書いていませんが、いかがでしょうか。

（構成員）新しいビジネスを始める際には、経済的なバリアがあると思いますが、新しいビジネスについてどこまで規定をするか、また、その方法論は非常に難しいと思います。既存の免許人が、新しい帯域で新しいサービスをしようとした際にはどのように考えるか、または周波数を新たに使うときだけそのような費用が出るのかなど、それは非常にむずかしい議論になると思います。したがって、そのような境のない議論を報告書に盛り込むのは、後の運用を難しくする元ではないかと思っています。

（構成員）私どもからも、資料1の7頁にありますように、研究開発に用途を拡大することについて、官民の役割分担を慎重に検討すべきであるという意見を提出しました。この修正案を見てつけ加えたいのですが、基本的な考え方といたしまして、そもそも電波が逼迫するか否かは、電波利用技術の進歩と相対的な関係があると思います。そうした観点から、研究開発を実施するとしても、受益と負担の関係が明確でなければいけないと思います。受益と負担の関係が不明確な民間がやるべき分野ではなく、国が実施することについて妥当性がある、客観的に認められるという分野に限定すべきだと思います。特に、応用的研究開発分野にまで国が乗り出すことについては、非常に問題であると思います。したがって、具体的な修正点は幾つかございますが、官民の役割分担については、民間では出来ないことという内容を、もう少しはつきり出していただきたいと思います。

（構成員）料額算定の技術的要素のところですが、出力が高くて帯域が非常に広い利用について、単純に今の出力と帯域幅で比例して掛け算をしますと、非常に高額になることが懸念されますので、禁止的な料額にならないよう何らかの配慮がなされることが必要だと思います。

（構成員）修正案の９頁以降で、「電波有効利用のための研究開発」という言葉を、「電波資源拡大のための研究開発」という言葉に変えるというご説明があったんですが、これは単なる表現上の問題なのか、実質的に研究の中身がこれによって変わるのでしょうか。例えば、帯域圧縮のための研究は、常識的には有効利用の研究になるはずですが、そういうものは今後この対象から外すという積極的な意味を込めての表現変更なのでしょうか。

（総務省）帯域圧縮のような技術については電波有効利用技術であり、さらに電波資源拡大に資する研究開発であるという位置づけをしています。電波有効利用の中でも、電波利用者に受益があるのは、将来の逼迫緩和に資するような研究開発であるという観点から、将来の逼迫緩和という受益が生ずるものに限定するという意味で、電波資源拡大という言葉を使っているものです。電波有効利用技術という言葉が表す範囲が広すぎるということについて、受益と負担の関係を明確化する観点から、より概念を絞り込んだものです。

（構成員）歳出について、研究開発というのは必要だと思います。特に基礎的な研究開発はある程度やっていただかないと電波有効利用も進まないと思うので、そこについては、とにかく研究開発の対象を絞れと言っているのではありません。ところで、アナアナ変換事業が終わったら、その分の歳出はどうなるのでしょうか。

（総務省）アナアナ変換事業に関する電波利用料財源からの支出が無くなった段階では、あくまで必要な行政経費を賄うものをどう配分するかという問題なので、その部分については料額に反映するのが当然のことであろうと思っております。

（構成員）新規事業の育成という問題をどこに入れたらいいのかよく分かりませんが、今回の場合、ワイヤレス産業全体の育成が大きなテーマとなっています。そういう中でベンチャーについては、例えば、総務省あるいは経産省両方とも、エンジェル税制の充実・延長を政策的に出しておられる点など、利用料ではなくて、政策的に育成するという内容をどこかに盛り込むことが、今回の大きな流れとして必要ではないかと思います。

（構成員）ベンチャー支援をどうするかについて、具体的にこの報告書の中では書けませんが、支援をすることが政策課題であるということ自体はこの報告書の中に書くことが適当だと思いますので、ご意見に基本的に沿う形で何か考えたいと思います。

②国・地方公共団体の扱いに関する部分

〔資料１（p.12）、別紙２について事務局から説明があった後、以下のような質疑応答があった。〕

（構成員）国は一つの法人格で、地方公共団体は国とは別人格だということですが、国の中でも、右のポケットから出して右のポケットに入れると確かに同じポケットですが、右のポケットから出して左のポケットに入れるのは明らかに財布が違うので、同一の法人格だからという議論は古い行政法の議論だと思います。国の中には色々なディビジョンがあるので、それを区別することは、一体どういうふうに電波が有効利用されているかを知るためにも意味があると思います。他の公物占用料等との整合性と言われますが、他はそうだからこちら側もというのではなく、こちら側を変えれば他も変わるかもしれないと発想すべき問題だと思いますので、あまり国庫循環論を振りかざさないでいただきたい。要するに目的は何かという事柄にポイントを絞るべきであって、それは言うまでもなく有効利用の促進です。それを定量的にきちんと検証する。同時に、もし有効利用されていないときには、迅速な手続でそれを取り上げられる。それらについて、透明性の確保も含めて、一連のルールをきちんと制度設計をするというのが一番のポイントだと思います。そのための重要な手段の１つが、国からも利用料を徴収することであると思います。この一連の関係を、さっき申し上げた効率性の基準、公開の基準、そし

て取り上げの基準をルール化し、監視する制度をつくることをすべきであると思います。2点目は、国の関係者以外の方は、何故国は無料なのかという疑問を抱いており、これは当然の疑問であると思います。ちなみに、現在の規制改革の3カ年計画におきましては、電波利用料の性格についての見直しも含め抜本的に制度を見直す、とあります。この際、公的機関に割り当てられた周波数に関しても、その効率的な利用を促すために利用料制度を導入することについて検討するというのが、今年の3月に閣議決定をされています。検討すると書いてありますが、検討した結果、曖昧な言葉で言えばいいという官庁用語での「検討」ではありませんので、「導入することとする」ことと同様に考えていただきたい。さらに、「利用料制度」と限定的に書いてあるところにも注目していただきたい。それに変わるべき効率性だけの議論に持っていくなら、「利用料制度など」という表現を使う場合が多いのですが、「など」が入っていないということの本質をきちんと理解して、国は何故無料なのかという素朴なところから考えて、不要なものは取り上げ、それをオープンにすることをルール化する。これらを含めて最終案を作成していただけたらと思います。

（構成員）最終的に、一つとしては国等に電波利用料というものを課さないということではない。理論的には課すべきである。それについては、ニュアンスが出ていますので、より明確にさせておくということ。もう一つ、先ほどのご発言の中で、この中に盛り込まれていない話としては、単に説明責任について書いてありますが、それだけではなく、国等が電波を有効に利用しているかどうか監視する仕組みをつくることを考える。ただ単に説明していればそれでいいというものではなく、総務省として、国等が有効に利用しているかどうかを、電波の公表制度を使って調査して、何らかの方法でオープンにするというようなことをもう少し盛り込んでいただければと考えております。当初は徴収しないが、電波の有効利用については、総務省として責任を持ってチェックするという趣旨を盛り込む形で整理案を修正し、それを本研究会の結論としたいと思います。

③免許不要局の扱いに関する部分

〔資料1(p.11)、別紙1について事務局から説明があった後、以下のような質疑応答があった。〕

（構成員）免許不要局に関して、電波利用料を直ちには賦課しないよう、産業界の声を配慮いただいている点にまず感謝申し上げます。ただ、幾つかの点につきまして、産業界の実態をさらに反映していただく必要があると考えております。最初に、資料1の10頁について、原則電波利用者は応分の負担をすべき、例外的に非徴収ということですが、そもそも免許不要局については自由な電波利用が前提であり、原則として自由に、他に迷惑もかけず保護も受けない形で利用されている分野です。このような分野にまで電波利用料を賦課することを原則化することについては、不適切であると考えます。さらに、別紙1以降について、新たに帯域占有型と定義づけ、その具体例に次世代型情報家電等が挙げられていますが、帯域占有型という概念は突然出されたものですし、また、別紙1の1頁にあるように、電波法では、免許局と免許不要局、あるいは登録局が今後考えられますが、そういうものがある中で、新たな概念を持ち出して法律の上位概念とすることについては、慎重に検討する必要があると思います。このままですと、大変不透明な形で、裁量的な行政になる恐れもあるので、位置づけを明確にする必要があると考えます。また、次世代型情報家電等が対象になると書いていますが、産業実態から見ると、次世代型情報家電というものを定義するほどの実態はないと思いますので、次世代型情報家電を帯域占有型と決めつけるのは、産業界の実態に鑑みて不適當であると考えます。

そういう意味で、別紙1の3頁の①で具体的に検討することについては反対とは申し上げま

せんが、②にあるように、電波利用料を徴収するという前提で、免許不要局の一部から電波利用料を徴収することについては、将来の法的安定性あるいは技術的な進歩等をかんがみて、色々な問題があるかと思います。

（構成員）何のための免許制度なのかという問題があると思います。昔ならば免許不要局は小規模で、他の無線局に干渉せず、保護も必要なく、周波数も空いていたということがあると思いますが、最近、免許不要局占める割合が大きくなって、様々な用途で使われて、社会的な影響力も強くなってきていると思います。もう一つは、免許不要局自体が一定の権利を持ったほうがいいという考え方もあると思います。利用料を負担していないと、いつの間にか不利な立場に追いやられる可能性もあります。

（構成員）他の無線局に妨害も与えないで保護も受ける必要がない無線局はいいと思いますが、他の無線局に干渉し、かつ保護もしなければならなくなると、そのコストはどこが負担しているのかを基本的に考える必要があると思います。そのような受益を得ることについては、やはり応分の負担をすることが原則だと思います。例えば、携帯電話の基地局からの電波が届かない際の対策として、市販されているブースターがありますが、これは免許を得ていません。したがって、フィルターの特性も悪いので、免許を得ている既存の基地局に多大な影響を与えており、お客様により品質で提供できないということがあります。色々な取締まりをコストをかけて実施していただいています。これから新しい技術やサービスが出てきたときに、コストを負担せずに保護だけ受けたいということはありません。それらのコストを、現在他者が負担しているコストから流用することが正しいということでしょうか。他の無線局に干渉し、かつ保護を受けるものについては、応分の負担をすることが原則でなければならないと思います。

（構成員）他の無線局に迷惑をかけず、保護も受けないものと、混同している気がします。帯域占用型については、免許不要局という1つの枠の中で考えていいのか。一定の帯域を占有するものなので、明らかに違うと思います。次世代AV系情報家電は何が世に出てくるのか分かりませんが、迷惑はかけられたくないものについては、帯域占用型になればいいわけです。免許不要局ではなく、はっきり免許局あるいは登録局と位置づけるのも一つの考え方であると思います。しかし、この両者はあくまで別であると思うので、現在の仕組みで、保護すべき無線局は保護し、それ以外の、迷惑をかけられても構わない無線局については徴収しないというのが一番論理的だと思います。

（構成員）今後、この国をどういう方向に進むようにしたいのかということを考えて、その上で整合性をとるべきだと思います。e-Japan戦略や新産業創造戦略などの中で、情報家電は大きなウエイトを占めていますし、u-Japan戦略の中にもかなり書かれています。そういう大きな戦略で、この産業を日本の強みとしていくことを考えた場合、あまり徴収・非徴収という議論だけをすべきではなく、まず育てることが大事だと思います。この産業が育って、国際競争力もついて、日本のスタンダードができた段階で議論はあってもしかるべきだと思います。ただ、当面は、情報家電からの電波利用料の徴収は、これから伸びようとする芽を摘むようなことにしかならないと思いますので、政策判断として、また、国策との整合性からも、当面は非徴収とすべきだと思います。

（構成員）免許不要局から徴収することが、重要な地位を占めているという表れにもなりますし、負担額に関しては合理的な水準はあると思います。免許不要局が、免許局に迷惑をかけているという実態も部分的にはあって、かなりのパワーを持ってきている一方で、それが野放しにならざるを得ないような状態が続いていると思います。

（構成員）ワイヤレス産業を育てようと思えば、そのための原資をどうするかが大事だと思います。誰も負担しないことになれば、育ちませんよね。ですから、免許不要局かどうかではなく、受益があるところは、免許不要局だろうが免許局だろうが一定の負担をするというのが基

本だと思います。

（構成員）行政法として一番重要なのは行政裁量というものを、どうやって合理的に統制していくかということだと思っています。電波については免許制のもと、行政庁が相当の裁量を持ちながら仕切ってきました。しかし、公益性の判断を行政庁の裁量で行うという世界から次第に変化が出てきています。どうするかといいますと、一つは価格を通じて、市場化と呼びますが、マーケットを通じて公益を具体化していくという方向です。これが民営化や規制緩和という現象として現れていると思います。もう一つは、市場化では対応できない領域について、参加という形で公益性を具体化していくものです。

免許不要局については、市場化できる部分は市場化する、できない部分については参加という形で対応すべきだと思います。免許不要局でも、区分ができるなら、市場化できる部分については市場化するという方向でよいと思います。それは免許不要局にとっては重い負担のように思われるかもしれませんが、長期的に考えると、電波利用の効率化、公益性実現に帰結するのではないかと思います。

国、地方公共団体についても、やはり市場化できる部分は市場化し、どうしてもできない部分については参加、透明性というもので補完していくことになるだろうと思いますので、免許不要局についても、可能な限り市場化するという方向で努力すべきであると思います。

ですから、最終報告書に、市場化することが、電波利用の効率化、電波空間の合理的利用に長期的には資するということ盛り込めればよいのではないのでしょうか。

（構成員）基本的には、帯域占有型と帯域非占有型の二つの形態があってよいと思います。次世代ＡＶ系情報家電というのがどちらになるのか分かりませんが、帯域非占有型として参入する情報家電もあると思います。それについては、電波利用料を負担しなくてもいい。ただ、使うユーザにとっては、ベストエフォート型で、使用中に何が起こるか分からないということで、それなりの価格になるでしょう。ただし、帯域占有型として参入すれば、ある程度の品質は保証されるので、それはユーザにとっても、それなりの対価を支払って買うというのが実態であると思います。その価格の差によってうまく発展しないのではないかという意見もありますが、私は差別化によりそれぞれ発展していくと思われます。次世代ＡＶ系情報家電がどういう形態がよく分からないというお話がありますが、それが日本のこれからの産業を引っ張っていくというのであれば、電波利用料をその開発にどんどん使っていくという方向で寄与していくのが国としてよろしいのではないかと思います。

（構成員）将来的な問題としては、いわゆる小電力の世界は、現在、想像すらできない形ですと広がっていくのではないかと考えています。そういったことを想定すると、現在の体系とはまた別の体系をこれからは考えなければいけないのではないのでしょうか。産業界の動向や技術の動向等に合わせた体系作りが、これから行われていくことになると思います。したがって、どういう形で整理をするかということについては、現在の言葉や制度だけでは処しきれない問題を、将来的な動向も含めてどう考えていくかという観点での検討をお願いしたいと思います。

（構成員）様々なご意見がありました。特に次世代ＡＶ系情報家電の扱いについてご意見がありましたが、情報家電関係の小電力無線局のサービスイメージについては、現在の免許局、免許不要局の概念では整理できない問題であって、帯域占有型、あるいは帯域非占有型という議論もありましたし、登録という議論もありましたが、それも含め、今後見直しが必要でしょう。その点では、大方の議論が一致していると思います。

ただし、見直しをするために十分な議論をして、数年かけて制度を作るのかということ、現実には、帯域使用の在り方や無線局管理の在り方について、少なくともどういう方向でいくかということについては、年内にでも一応の方向性を出す必要があると思いますので、これについては、総務省として、できれば本年の１１月を目途として整理をしていただきたいと思います。

ただし、少なくとも言わなければいけないことは、この分野は有限な周波数帯のかなりな部

分を使うことになるので、帯域占用にかかわらずこの部分を無料と整理することはできないだろうと思います。その帯域を利用することに対するコストの負担を求めるシステムを作るべきでしょう。ただし、それが、新しい情報家電の発展の妨げにならないような費用の回収の仕方にする必要があると思います。一定の帯域を占用する無線局について、総務省で今後、制度的・技術的な観点から検討していただきたいと思います。

いずれにせよ、総務省において検討していただくわけですが、それが総務省による裁量的な判断に流れることがないように、座長や主査等とよく連絡をとって検討を進めていただきたいと思います。

（構成員）免許不要局のまとめ方のご議論がありましたが、最終案をまとめる前に、是非構成員に協議をしていただきたいと思います。

（構成員）帯域占用型の免許不要局について、免許局にするのか、それとも免許不要の登録制にするのかという点については、先ほどの意見にもあるように行政裁量の問題もありますが、登録制の方が良いと思います。ただ、登録制とした場合、無限に受け入れられるかどうかという心配はありますが、それは配分する帯域幅を増やせばいいという議論で対応されるのでしょうか。

（構成員）本研究会は解散してしまうので、どういう形で構成員の意見を反映するかということについては、別途検討いたします。

（４）挨拶・閉会

（構成員）３年間どうもありがとうございました。行政法の研究者から見ると、周波数の問題は、従来は権利義務の対象ではなく、行政法は元々は物、土地とか建物についての物権の存在を前提として、それを規制する仕組みとして発展してきました。しかしながら、周波数は土地とは違いますが、土地に近い形で配分されなければならない。そして、その中で、対価を払って使っているものと無料で使っているものが存在するという状況を今後どう整理していくか。例えば道路ですと、道路上を走っている車の中には、路線バスやタクシーのように免許を受けているものもあるし、免許を受けていない自家用車もある。自家用車について、最近、東京都知事が環境税のような形で負担を求める仕組みを考えている。こういう形で、土地や建物、道路等と同じように、電波についても、国民生活の中で果たしている役割ということについて、何らかの整理をしなければいけない。法的な整理だけではなく、市場原理を生かした仕組みを作らなければいけない。

そして、何よりも、周波数は全世界で日本が一番稠密に利用していて、特に大都市圏においては過密状態になっているので、今後、これまでの３年間の議論を踏まえて、総務省として周波数管理のあり方について建設的な、そして日本のワイヤレス産業が発展していくように今後とも努力していただきたいことと思います。

（総務省）本研究会は、平成１４年の１月から２年半の間議論を行ってまいりましたが、今回が最終回であります。電波利用料制度の見直し以外にも、広帯域の周波数を迅速に再配分するための給付金制度、あるいは自由な電波ビジネスを推進するための登録制の一部導入などを議論してまいりまして、報告書も中間報告、第一次、第二次、第三次と、大変広範囲かつ深いご意見をいただきました。

実際に給付金制度や登録制度については法制化されまして、今回いよいよ電波利用料制度の見直しというテーマについて取りまとめました。色々なご意見が出されましたので、それらを十分踏まえて対応していきたいと思っております。各省庁と調整をする部分も多々あると思いますが、最後は行政が責任を持って対応すべきものだと思っております。

実は先般、アメリカ政府、あるいはアメリカの企業の方が何人か来られまして、ひょっとし

て無線LANなど現在の免許不要局に対しても電波利用料を賦課するのではないかという話が出ました。私が直接お話ししましたが、そういうことではないということをお伝えすると安心をされておりました。

ただ、もう一つ、小電力かつ免許不要局である一方で、一定の帯域を排他的に利用しているものについて、電波利用料の徴収についてはフェアでなければならないという議論についてお話いたしました。これは新しい試みであり、現行制度を前提にして議論をしていたのでは新しい産業は生まれない、制度を変えるという前提の中で、如何にしてIT産業、ワイヤレス産業を育成するかということだと言うと、先方は驚いておりまして、改めてアメリカに持ち帰って産業界の意見も聞いてみたいと言っておりましたが、海外からも大変関心を持たれているとの認識を新たにしたところであります。当然、青天井に行政経費が増えては困るということについては、私どもも認識しておりますので、そこは法律や予算等によって歯止めを設けなければならないと思っております。

いずれにしろ、検討の過程においては、色々な議論があっていいと思っておりますが、ただ、一定の方向に持っていこうとする運動論のようなことをされるのはいかがなものかという気はいたします。

いずれにしろ、来年の通常国会に向けて、ワイヤレス産業の育成を図るための仕組みをしっかり作って、研究開発やデジタルディバイド解消も含めて、関係省庁とも調整しながら対応していきたいと思っております。

大変長い間、重要なご議論をいただいたことに改めて感謝申し上げまして、終わりの挨拶といたします。どうもありがとうございました。

6 その他

今回をもって、最終会合とする。

(了)